

# 解散

R2.9.11

## 収支報告書

会計	原簿	決算	報告	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①	②	③	④	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

令和2年分  
開催分)

(その1)

(ふりがな)

こくみんみんしゅとうさんぎいんひれいくだいじゅうそうしよ

1 政治団体の名称 国民民主党参議院比例区第10総支部

2 主たる事務所の所在地 福島県会津若松市東栄町4-17

ニューパークハイヴ1F北

3 代表者の氏名 (姓) (名)  
水野 さち子

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)  
高田 和

事務担当者の氏名

(姓) (名)  
代田 秀一

(電話) 090-6451-7722

(電話)

(電話)

### 政治団体の区分

- 政党
- 政党の支部
- 政治資金団体
- 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- その他の政治団体
- その他の政治団体の支部

### 活動区域の区分

- 2以上の都道府県の区域等
- 同一の都道府県の区域内

### 資金管理団体の指定の有無

- 有
- 無
- 公職の種類  
(現職・候補者の別)
- 資金管理団体の届出をした者の氏名 (姓) (名)

### 国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
- 公職の候補者の氏名 (姓) (名)  
水野 さち子
- 公職の種類 参議院議員  
(現職・候補者の別) (候補者等)
- 公職の候補者の氏名(2人目) (姓) (名)
- 公職の種類  
(現職・候補者の別)
- 公職の候補者の氏名(3人目) (姓) (名)
- 公職の種類  
(現職・候補者の別)

### 資金管理団体の指定の期間

から

まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

### 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和2年 1月 1日 から

令和2年 9月 11日 まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)



(その2)

# 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	5,984,307
(前年からの繰越額)	872,300
(本年の収入額)	5,112,007
支 出 総 額	5,984,307
翌年への繰越額	0

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	59,000
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	53

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入					
行番号	交付金を供与した本部 又は支部の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
1	国民民主党福島県総支部連合会	53,000	R2/8/31	福島県福島市大町7-25 アクティ大町 5-4	
2	国民民主党本部	500,000	R2/1/15	東京都千代田区永田町1-11-1三宅坂ビ ル	
3	国民民主党本部	1,500,000	R2/1/24	東京都千代田区永田町1-11-1三宅坂ビ ル	
4	国民民主党本部	1,500,000	R2/3/27	東京都千代田区永田町1-11-1三宅坂ビ ル	
5	国民民主党本部	1,500,000	R2/6/30	東京都千代田区永田町1-11-1三宅坂ビ ル	
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
	こ の 頁 の 小 計	5,053,000			

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

行番号	交付金を供与した本部 又は支部の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
15					
	こ の 頁 の 小 計	0			
	合 計	5,053,000			

(その6)

(6) その他の収入

行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
	この頁の小計		0

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
15			
	こ の 頁 の 小 計	0	
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	7	
	合 計	7	

その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	1,872,000	0	
(2) 光 熱 水 費	42,074	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	791,127	0	
(4) 事 務 所 費	871,142	0	
小 計	3,576,343	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	236,340	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	23,100	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	23,100	0	
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	2,148,524	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	2,407,964	0	
合 計	5,984,307		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		2. 光熱水費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	灯油代	38,874	R2/1/10	㈱マインド	福島県会津若松市日吉町6-22	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
	こ の 頁 の 小 計	38,874				



(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		2. 光熱水費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	3,200				
	合 計	42,074				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	プリンター複合機代	33,693	R2/3/1	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
2	ゴム印代	10,680	R2/1/14	ハンコセンターパピネ	福島県会津若松市東栄町2-30	
3	封筒印刷代	38,500	R2/1/31	北日本印刷(株)	福島県会津若松市門田町中野字大道東8-3	
4	名刺印刷代	26,950	R2/1/31	北日本印刷(株)	福島県会津若松市門田町中野字大道東8-3	
5	為書印刷代	90,200	R2/2/13	(有)佐島屋印刷所	福島県会津若松市中央一丁目2-5	
6	名刺印刷代	11,550	R2/2/27	北日本印刷(株)	福島県会津若松市門田町中野字大道東8-3	
7	ポスター印刷代	110,000	R2/6/19	北日本印刷(株)	福島県会津若松市門田町中野字大道東8-3	
8	ポスター設置木材代	153,450	R2/7/14	(有)長谷川泰司商店	福島県会津若松市西年貢一丁目1-24	
9	印刷代	38,500	R2/7/31	北日本印刷(株)	福島県会津若松市門田町中野字大道東8-3	
10						
11						
12						
13						
14						
	この頁の小計	513,523				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費		
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	277,604				
	合 計	791,127				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	事務所家賃	24,750	R2/1/8	会津土地建物(株)	福島県会津若松市白虎町191	
2	自動車リース料	63,720	R2/1/27	(株)オコオートリース	東京都千代田区麴町五丁目2-1	
3	事務所家賃	16,500	R2/2/26	会津土地建物(株)	福島県会津若松市白虎町191	
4	自動車リース料	63,720	R2/2/27	(株)オコオートリース	東京都千代田区麴町五丁目2-1	
5	自動車リース料	63,720	R2/3/27	(株)オコオートリース	東京都千代田区麴町五丁目2-1	
6	事務所家賃	16,500	R2/3/30	会津土地建物(株)	福島県会津若松市白虎町191	
7	自動車リース料	63,720	R2/4/27	(株)オコオートリース	東京都千代田区麴町五丁目2-1	
8	事務所家賃	16,500	R2/4/28	会津土地建物(株)	福島県会津若松市白虎町191	
9	自動車リース料	63,720	R2/5/27	(株)オコオートリース	東京都千代田区麴町五丁目2-1	
10	事務所家賃	16,500	R2/5/29	会津土地建物(株)	福島県会津若松市白虎町191	
11	自動車リース料	63,720	R2/6/29	(株)オコオートリース	東京都千代田区麴町五丁目2-1	
12	事務所家賃	16,500	R2/6/30	会津土地建物(株)	福島県会津若松市白虎町191	
13	自動車リース料	63,720	R2/7/27	(株)オコオートリース	東京都千代田区麴町五丁目2-1	
14	事務所家賃	16,500	R2/7/30	会津土地建物(株)	福島県会津若松市白虎町191	
15	携帯電話代	19,426	R2/1/27	ソフトバンクモバイル(株)	東京都港区東新橋1-9-1	
	こ の 頁 の 小 計	589,216				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
16	携帯電話代	15,441	R2/2/26	ソフトバンクモバイル(株)	東京都港区東新橋1-9-1	
17	携帯電話代	15,526	R2/3/26	ソフトバンクモバイル(株)	東京都港区東新橋1-9-1	
18	携帯電話代	18,852	R2/4/27	ソフトバンクモバイル(株)	東京都港区東新橋1-9-1	
19	電話代	10,100	R2/5/13	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南一丁目2-70	
20	携帯電話代	23,367	R2/5/26	ソフトバンクモバイル(株)	東京都港区東新橋1-9-1	
21	携帯電話代	20,861	R2/6/26	ソフトバンクモバイル(株)	東京都港区東新橋1-9-1	
22	携帯電話代	33,904	R2/7/27	ソフトバンクモバイル(株)	東京都港区東新橋1-9-1	
23	インターネット通信料	20,000	R2/8/31	(株)ヒューマンインベストメント	茨城県つくば市梅園2-7-3 つくばシティビル303	
24	政治資金監査料	19,958	R2/6/18	原田与志夫税理士事務所	福島県会津若松市桜町89-4-102	
25						
	この頁の小計	178,009				
	その他の支出	103,917				
	合 計	871,142				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	旅費交通費 支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	高速代	42,710	R2/1/6	東日本高速道路㈱	東京都千代田区霞が関3-3-2	
2	高速代	31,960	R2/2/4	東日本高速道路㈱	東京都千代田区霞が関3-3-2	
3	高速代	63,610	R2/3/4	東日本高速道路㈱	東京都千代田区霞が関3-3-2	
4	高速代	18,220	R2/4/6	東日本高速道路㈱	東京都千代田区霞が関3-3-2	
5	高速代	30,140	R2/5/7	東日本高速道路㈱	東京都千代田区霞が関3-3-2	
6	高速代	23,710	R2/6/4	東日本高速道路㈱	東京都千代田区霞が関3-3-2	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
	この頁の小計	210,350				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	旅費交通費	備考
15					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
	この頁の小計	0				
	その他の支出	15,990				
	合 計	226,340				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	渉外費	
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
	こ の 頁 の 小 計	0				



(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	渉外費 支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	10,000				
	合 計	10,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	宣伝広告費	
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	ホームページ管理料	23,100	R2/5/27	(株)アイ・シー・エス	福島県会津若松市門田町御山字村中306-17	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
	こ の 頁 の 小 計	23,100				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	宣伝広告費	備考
15					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
	この頁の小計	0				
	その他の支出	0				
	合 計	23,100				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		8. 寄附・交付金	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	寄附 支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	寄附	1,164,217	R2/8/31	水希会	福島県会津若松市東栄町4-17 ニューパークハイツ1F北	
2	寄附	984,307	R2/8/31	水希会	福島県会津若松市東栄町4-17 ニューパークハイツ1F北	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
	この頁の小計	2,148,524				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		8. 寄附・交付金	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	寄附 支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	0				
	合 計	2,148,524				

(その17)

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

# 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和2年 10月 7日

政治団体の名称 国民民主党参議院比例区第10総支部

会計責任者の氏名 高田 和



代表者の氏名 （代表者については解散時のみ記入すること）

水野 さち子



# 政治資金監査報告書

令和2年10月6日

国民民主党参議院比例区第10総支部  
代表 水野さち子 殿

原田 純夫



登録政治資金監査人

登録番号 第53号

研修終了年月日 平成20年12月18日

## 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、国民民主党参議院比例区第10総支部の令和2年1月1日から令和2年9月11日までに係る法第17条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ）（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適性化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又はは取得した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、国民民主党参議院比例区第10総支部が解散し、主たる事務所を閉鎖したため、水野さち子事務所（福島県会津若松市東栄町4-17 ニューパークハイツ1F北）において行った。

## 2 監査の結果

私を実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等及び領収書を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第17条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等及び領収書を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

## 3 業務制限

国民民主党参議院比例区第10総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事實はない。

また、国民民主党参議院比例区第10総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上